

平成 28 年（2016 年）熊本地震「制度関連一覧」
（～4 月 25 日 23:00 まで）

ページ

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 15 日付け）厚生労働省老健局介護保険計画課

災害より被災した要介護高齢者等への対応について・・・001

- 1. 市町村は、様々な方法で避難対策及び介護サービスの円滑な提供をすること
- 2. 自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭・旅館等）でも OK
- 3. 特養等は、災害等による定員超過 OK。減算しない。職員が少なくても減算なし
- 4. 市町村の判断で利用者負担を減免できる。保険料徴収も減免 or 猶予

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 17 日付け）厚生労働省老健局振興課

【厚労省より事務連絡】災害により被災した要介護高齢者等への対応について・・・004

- 各団体に対し、「被災した要介護（支援）高齢者の受入れ、被災地事業所への介護職員派遣、物資の確保を準備すること

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 17 日付け）厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【厚労省より再通知】災害により被災した要介護（支援）高齢者の介護保険施設等の利用について・・・005

- 定員超過 OK
- 要支援者を介護保険施設で受け入れる場合、「介護予防ショート」で利用 OK

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 17 日付け）厚生労働省老健局振興課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について・・・010

- 1. 避難生活が必要になった高齢者。障害者等を老健含む「施設」で受入れ OK
- 2. 他施設からの職員の応援派遣 OK

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 18 日付け）厚生労働省老健局振興課

平成 28 年（2016 年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等 について・・・012

- 介護保険証や負担割合証がなくても「氏名、住所、生年月日、負担割合」を言えば、利用 OK。再交付申請が奨励されている
- 認定を受けていなくとも、市町村判断で特例居宅介護サービス費を支給可
- 申請中の方が認定審査会が開かれなくとも、暫定プランでサービス提供 OK
- 更新申請も、要介護認定の更新申請があったものとみなし、サービス提供 OK

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 18 日付け）厚生労働省老健局振興課

平成 28 年（2016 年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の・・・014
取扱いについて

- 被災地に職員を派遣したため一時的に人員基準を満たさなくても柔軟な対応を

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 20 日付け）厚生労働省老健局振興課

平成 28 年（2016 年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い避難先市町村の・・・016
地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について

- 避難先市町村での地域密着型サービスの利用は、利用者の市町村と、事業所の所在する市町村が話し合い、柔軟に取扱って OK

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 22 日付け）厚生労働省老健局振興課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の・・・018
派遣依頼について（様式は 021）

- 各団体あてに、都道府県から派遣職員の登録依頼があったらよろしく！
- 介護職員の派遣依頼は、熊本県が協定を結んでいる九州＋山口の近場から
- 第 1 回の登録締切は 4 月 26 日（火）まで

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 22 日付け）厚生労働省老健局振興課

【厚労省（事務連絡）】熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等・・・023
の取扱いについて

1. 各サービス共通

- (1) 新たに介護サービスが必要になった者は避難先の市町村が要介護認定の事務代行をして OK
- (2) 悲惨先や避難所でのサービス提供でも算定可能
- (3) 緊急性が高く間に合わない場合は、避難前の施設が請求し、避難している施設側へ費用を支払う形でも OK
- (4) やむを得ない理由があれば、居室以外で処遇しても請求 OK。
長期的にならないように！
- (5) サービス提供体制加算で、被災により職員が増えたり、利用者が増えても除外して計算してよい（来年のための話し？）
- (6) 基準以上の人員配置をした場合（看護体制加算等）、有資格者の配置（個別機能訓練加算）は、柔軟な対応が可能

2. サービス別

- (1) 訪問介護（略）
- (2) （介護予防）通所介護、認知症対応型通所介護
 - ①入浴介助加算は、利用者のニーズを確認して、清拭・部分浴でも算定可
 - ②介護予防通所介護費は「適切な利用回数等のサービスを提供できない場合」は、日割り計算

送り出した派遣元の事業所も
該当（0426 1932 振興課確認済）

- (3) 短期入所生活介護（略）
- (4) （介護予防）福祉用具貸与
 - ・被災前に使用していた福祉用具がなくなったり壊れたら、再度、貸与可
- (5) 特定（介護予防）福祉用具販売（略）
- (6) 居宅介護支援（略）
- (7) 介護保険施設（略）

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 22 日付け）厚生労働省老健局振興課

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な・・・028
支援及びケアマネジメント等の取扱いについて

- 1. 独居高齢者や要援護高齢者の安否確認、アセスメントをし必要なサービスに結びつけること
- 2. ケアマネの基準と報酬
 - (1) 形式的に基準を満たさなくても指導せず、柔軟な対応を
 - (2) 基準
 - ①変更届は 10 日以内だが、柔軟に取り扱うこと
 - ②プランを変更する際、事後作成や担当会議を電話や FAX でも OK
 - ③モニタリングが困難な場合、電話の記録でもよい
 - (3) 報酬
 - ①ケアマネ担当ケースが 40 件を超えても減額しない（逡減性の適用除外）
 - ②基準違反になっても、「運営基準減算」の対象とはしない
 - ③特定事業所集中減算…集中する正当な理由があれば減算しない
- 3. 利用者が遠くに避難した場合
 - (1) 被災地と避難先のケアマネは双方連携してね！包括も協力してね！
 - (2) 介護予防支援は、事務実施体制が確立された後（事後でいい）
 - (3) 被保険者はケアプラン作成届（予防も）が出せない場合、柔軟に対応
- 4. その他
 - (1) 給付管理業務で、実績報告が困難な場合は「別途連絡する」
 - (2) 避難所の要介護者へのモニタリングは、避難所を訪問するなど本人に配慮
 - (3) 介護予防ケアマネジメントは 2-（3）を除き介護予防支援に準じる

係る費用の取扱いについて

○ 東日本大震災に準じる予定（以下の示している内容は「東日本大震災」の文書

1. 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象

ア. 人件費…介護サービス費（派遣要請した施設が介護サービス費から払う）

イ. 旅費等…災害救助費

(2) 支給・精算の方法

ア. 人件費…派遣元の施設が立替払いが原則

イ. 旅費等…派遣元施設が派遣元施設の所在する県を通じて被災県に請求

※今回の本会の仕組みでは当てはまらない。

2. 福祉避難所への派遣（施設等で避難者を受けれている場合を含む）

(1) 費用支弁対象（略）

(2) 支給・精算の方法（略）

(3) 留意点（原文ママ）（東日本大震災の文書なので該当するかはわからない）

更に、今回の災害では、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している状況が想定されます。この場合についてもその場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3. その他

○ 福祉避難所として避難者（施設入所者を除く）を受け入れている場合は、避難者に対しての食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費も災害救助費の対象となる。費用請求は所在地都道府県又は市町村になる。

介護サービス事業所等における取扱いについて

○支払いが困難な方への対処

1. 対象者の要件

熊本県内に住む高齢者（被保険者）であり、次のいずれかの申し立てをした者

①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③主たる生計維持者の行方が不明である旨

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2. 期間：平成 28 年 7 月末までの介護サービス費

3. 事業所における確認及び介護報酬の請求については、上記「対象の要件」を記録しておく。この文書により猶予した場合は 10 割を国保連に請求。

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 25 日付け）厚生労働省老健局振興課

【厚労省（事務連絡）】平成 28 年熊本地震による被災者に係る利用料等の・・・044
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できる
 2. (1) (2) の両方に該当する方は、平成 28 年 7 月末までの介護サービスにかかる窓口での利用料の支払いを受ける必要はありません
 - (1) 熊本県全域の市町村の介護保険に加入されている方
 - (2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
 - ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ※ 介護サービス事業所は、利用料も含めた全額を請求する

◎事務連絡（平成 28 年 4 月 25 日付け）厚生労働省老健局振興課

【事務連絡】平成 28 年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応・・・047
及びこれに伴う特例措置等について

1. 老人福祉施設での受け入れ（略）
2. 在宅福祉サービスの実施
避難所で生活している要援護者の中には、在宅福祉サービスが必要な方もいるので、適宜対応すること
3. 費用負担にかかる特例措置等（略）

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県 健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 2 8 年 4 月 1 4 日に熊本県熊本地方で発生した地震により、貴管内の市町村に対し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５０条または第６０条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第１号保険料の納付が困難な者については、法第１４２条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

事 務 連 絡
平成28年4月17日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会 御中
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

平成28年4月14日に熊本県で発生した地震について、避難対策及び介護サービスの円滑な提供を柔軟に対応いただいているところと承知しておりますが、同時に、被災地域での介護サービス事業所においても対応が続いているところとあります。

このような状況を踏まえ、被災県内及び県外も含めた対応が必要と考えており、貴団体におかれては、被災地域にある介護サービス事業所の被災状況及び介護職員の不足状況等の把握いただくとともに、下記事項についていつでも必要な対応がとれるよう、準備をお願い致します。

記

・被災した要介護（支援）高齢者の受入れ

・被災地域にある介護サービス事業所への介護職員の派遣体制及び物資等（水、食料、おむつ等）の確保

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

災害により被災した要介護（支援）高齢者の介護保険施設等の利用について

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県で発生した地震について、被災した要介護（支援）高齢者の避難対策及び介護サービスの円滑な提供を柔軟に対応いただいているところと承知しております。

被災した要介護（支援）高齢者のサービスの提供について下記のとおり取り扱うよう、管内市町村又は事業所等にその周知を頂きますようお願い致します。

記

・介護保険施設等の定員超過については、災害等による定員超過利用が認められています。詳細については、別紙「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成 28 年 4 月 15 日付事務連絡）をご参照ください。

・要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。

別紙

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 15 日

各都道府県介護保険主幹部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 28 年 4 月 14 日に熊本県熊本地方で発生した地震により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添とおり、熊本県健康福祉部宛に事務連絡を発出させていただきましたので、当該事務連絡の内容についてあらためて御了知いただくとともに、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県 健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 2 8 年 4 月 1 4 日に熊本県熊本地方で発生した地震により、貴管内の市町村に対し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５０条または第６０条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第１号保険料の納付が困難な者については、法第１４２条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

事 務 連 絡
平成28年4月17日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会 御中
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等の要援護者の受け入れに係る緊急対策及び職員の応援派遣について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

別添

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了承ください。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 18 日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成 28 年（2016 年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等
について

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県で発生した地震について、被災した要介護（支援）高齢者の被保険者証の提示等について別添の通り各都道府県介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成28年4月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成28年4月18日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、別添の通り各都道府県介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡

平成28年4月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高齢者支援課

振興課

老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「災害により被災した要介護高齢者等への対応について（平成28年4月15日付け事務連絡）」において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の平成28年（2016年）熊本地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 20 日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成 28 年（2016 年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い
避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について

平成 28 年（2016 年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の市町村間での手続について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成28年4月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い
避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 22 日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について、別添の通り都道府県、指定都市、中核市民生主管部局（熊本県及び熊本市を除く）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に周知いただくとともに、都道府県等から貴会会員に、被災地の介護サービス施設・事業所に対し派遣可能な介護職員、看護師等について登録要請があった場合には、積極的にご登録いただきますようお願い申し上げます。

別添

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 22 日

各 都道府県、指定都市、中核市 民生主管部局 御中
(熊本県及び熊本市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成 28 年 4 月 17 日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応及び職員の応援派遣について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところでもあります。被災地においては、介護職員等が不足する場合があります、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、4 月 28 日から 5 月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙 1) 派遣職員調査総括表」及び「(別紙 2) 派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、関係機関と調整中ですので、追ってお知らせいたします。

○提出〆切(第 1 回)

平成 28 年 4 月 26 日(火) 17 時まで

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの支援を考えており

ますので、九州（熊本県を除く）及び山口県内の各県、指定都市、中核市におかれましては、期限までに登録いただきますようお願いいたします。

その他の都道府県等におかれましては、既に介護職員等の派遣を行っている、又は、派遣の準備を行っている管内関係団体があるなど派遣可能職員が把握されている場合には、ご登録ください。

また、5月中旬に第2回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

○問合せ及び調査結果報告先

高 齢 者 関 係 施 設……老健局振興課基準第二係

中村係長、菊地係員：kikuchi-yuu@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 3987）

（ダイヤル） 03-3595-2889

（FAX） 03-3503-7894

※ 施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に反映されますので、都道府県、政令市、中核市におかれては、当該別紙1を全施設・事業分集約した上で、別紙1のみ（別紙2不要）メールにて送付頂きますようお願いいたします。

障 害 児 ・ 者 関 係 施 設……障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係

久手堅係員：kudeken-aya@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 3091）

（ダイヤル） 03-3595-2528

（FAX） 03-3591-8914

児 童 ・ 母 子 ・ 婦 人 関 係 施 設……雇用均等・児童家庭局家庭福祉課予算係

武居係長：takei-takahiro@mhlw.go.jp

中谷係員：nakatani-saori@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 7887）

（ダイヤル） 03-3595-2504

（FAX） 03-3595-2663

生 活 保 護 関 係 施 設……社会・援護局保護課予算係

加藤係長、大橋係員：hogo-yosan@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 2824）

（ダイヤル） 03-3595-2613

（FAX） 03-3592-5934

派遣職員登録票

平成28年 月 日現在

都道府県 指定都市 中核市	派遣可能期間	經由団体名	施設等連絡先		
			TEL		
			FAX		
			MAIL		
施設・ サービス種別		施設・ 事業所名			
担当者 (役職)		住所			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	年齢	備考
例	〇月〇日～〇月〇日 (〇日間)	ホームヘルパー	男	30	
1	2016/4/28 ~ 2016/5/31 34 日間				
2	~ 1 日間				
3	~ 1 日間				
4	~ 1 日間				
5	~ 1 日間				

※以下の場合には、恐縮ですが、シートをコピーするのではなく、本エクセルファイル自体をコピーしてご記入ください。

①施設・サービス種別が異なる場合、②5名を超えて登録いただける場合

※4月28日から5月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

【別紙1】

7.

事 務 連 絡

平成28年4月22日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、被災地域が
広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、今般、介護報酬等
の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部
（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきま
すよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成28年4月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

- (2) 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合
避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。
サービスの提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等との連携を図り、できる限りケアプランに沿って、必要な介護サービスを確保するよう努めること。
- (3) 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合
別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。
ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。
- (4) やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合
被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。
なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。
- (5) サービス提供体制強化加算の算定要件について
今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。
- (6) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の加算の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合
基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算な

ど)や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

2. サービス種別

(1) 訪問介護

① 特定事業所加算

㊦ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

㊧ 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。

② 介護予防訪問介護費

介護予防訪問介護の利用者が市町村を越えて避難した場合、同一保険者内のサービス事業者の変更に準じて日割り計算を行うこと。

③ その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員(旧訪問介護員2級過程修了者)を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。

(2) (介護予防)通所介護・認知症対応型通所介護

① 入浴介助加算

今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が損壊し、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供し

ていると認められるときは、入浴介助加算の算定が可能である。

② 介護予防通所介護費

今般の被災等により、介護予防通所介護事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこと。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わないこと。

日割り計算の方法は、月の総日数から、震災の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求すること。

なお、介護予防通所介護事業所がガソリンの調達が困難であり、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

(3) 短期入所生活介護

短期入所生活介護における長期利用者に対する減算（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者について基本報酬を減算するもの）について、今般の被災により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、適用しない取扱いが可能である。

(4) （介護予防）福祉用具貸与

被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損した場合は、再度、貸与を受けることが可能である。

(5) 特定（介護予防）福祉用具販売

被災前に購入していた特定（介護予防）福祉用具が滅失又は破損し、再度同一の福祉用具を購入する場合には、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入に係る費用に対し保険給付することは可能である。

(6) 居宅介護支援

① 介護支援専門員が担当する件数が 40 件を超えた場合

被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に 40 件を超える利用者を担当することになった場合においては、40 件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③ 特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。

(7) 介護保険施設

① 避難前と避難後で別のケアを行っている場合

避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先において従来型施設などの異なる環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービス（ユニットケア）を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

② ユニット型個室を多床室として使用した場合

避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

事 務 連 絡

平成28年4月22日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への
適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、被災地における居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の困難性が増大している状況や、各地への避難者の受け入れ状況等を踏まえ、今般、要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への
適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて

今般の平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震の対応につきましては、必要な介護の確保等、高齢者の支援に最大のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記地震の発生以降、被災地における居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の困難性が増大している状況や、各地への避難者の受入状況等を踏まえ、居宅介護支援や介護予防支援を実施するにあたり、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、柔軟な対応が必要であることから、要援護者への安否確認やアセスメントの実施による適切な支援に可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等を下記のとおりといたしますので、円滑な業務の遂行にご尽力くださいますよう管内市区町村への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者を中心とした要援護高齢者についての安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮されたいこと。

2. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて

（1）運営基準等の柔軟な取扱い

居宅介護支援及び介護予防支援に係る事業の基準（介護保険法第 80 条、第 11

5条の23等)については、今般の震災に係る被災状況やその広範にわたる影響に鑑み、被災地(災害救助法の適用を受けた市区町村)及び被災地外であって避難者の受入を行っている地域(以下「被災地等」という。)の事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟な取扱いをすること。

(2) 基準

①指定事項の変更届出の取扱い

介護保険法第82条及び第115条25に係る指定事項の変更届出は、変更があったときから10日以内に都道府県知事又は市区町村長に届出の必要があるが、上記同様に柔軟な取扱いをすること。

②やむを得ずサービスを変更する場合の取扱い

被災地等において、利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)等を変更する必要があるが、その際の居宅サービス計画等については、やむを得ずサービス変更後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

③移動手段の確保が困難な場合のモニタリング等の取扱い

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「運営基準」という。)に定める居宅サービス計画等の実施状況の把握(モニタリング)について、被災地等において、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって行うことを可能とする。

また、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

なお、上記は介護予防支援においても同様の取扱いとする。

(3) 介護報酬

①逓減制の適用除外

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告20)で定める居宅介護支援費におけるいわゆる逓減制(介護支援専門員1人あたり担当件数が40件を超える場合に居宅介護支援費が減額される)について、被災地等において、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とする。

②運営基準減算及び特定事業所加算の要件

運営基準減算については、被災地等において、やむを得ず一時的に基準による運

用が困難であった場合は、運営基準減算の対象とはしないことを可能とする。

また、特定事業所加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合についても同様の取扱いとする。

③特定事業所集中減算

特定事業所集中減算については、特定の事業所に集中する正当な理由がある場合は適用が除外されることとなっており、やむを得ず一時的にサービスが集中する場合については集中減算の対象としないことができる。

3. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

(1) 利用者の適切な引継ぎ

利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地等の介護支援専門員と避難先の介護支援専門員とが利用者の情報を共有するなど、円滑に利用者が引き継がれるように配慮すること。

また、この場合において、必要に応じて地域包括支援センターが適切に支援すること。

(2) 介護予防支援の取扱い

利用者が遠隔地等でサービスを利用することに伴い生じる介護予防支援の指定や業務の委託については、当面は緊急的に支援を行うことを確認した上で、事務実施体制が確立された後に正式に委託契約等を締結するなど、避難元と避難先の市区町村及び地域包括支援センターが緊密に連携して対応を行うこと。

(3) サービス計画作成依頼届出書

被保険者は、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書をあらかじめ市区町村へ届けることとなっているが、被災地等の市町村への通信手段の寸断等、事前に届出ることが困難な場合は、通信手段の回復後の届出を可能するなど、柔軟な取扱いを行うこと。

4. その他

(1) 給付管理業務について

運営基準第14条に定める給付管理業務におけるサービス利用票等の作成業務について、交通・通信手段の寸断等により、指定居宅サービス事業所等からのサービス実績に係る報告が困難な場合の取扱いについては、必要に応じて、別途連絡する。

(2) 避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避

難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関する留意点

介護予防ケアマネジメントについては、2 (3) を除き、介護予防支援に準じて取り扱うこと。

事 務 連 絡

平成28年4月22日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管課長あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

別添

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、本日付事務連絡により派遣が可能な介護職員等の登録を依頼しているところですが、派遣職員に係る費用の取扱いについては、東日本大震災と同様の措置をする予定ですので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。

各〔 都道府県
指定都市
中核市 〕 災害救助主管課長 殿
民生主管課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、平成23年3月22日付事務連絡等によりお知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、

「派遣元施設」という。)が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

（１）費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）１０人につき１人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

（２）支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

更に、今回の災害では、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している状況が想定されます。この場合についてもその場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

事 務 連 絡

平成28年4月22日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

標記について、平成28年熊本地震への対応に関して、別添のとおり各都道府県主管部（局）宛に事務連絡を発出いたしましたので、同内容について、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成 2 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

平成28年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項並びに第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）平成 28 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成 9 年第 123 号）第 9 条の被保険者であること。

（２）平成 28 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

当面、平成 28 年 7 月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

熊本県内の全市町村

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成 2 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

平成28年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（平成28年4月22日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）」により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等で掲載いただくためのリーフレットを作成し、各都道府県宛てに発出いたしました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成 2 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

平成28年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（平成28年4月22日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）」により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等で掲載いただくためのリーフレットを作成しました。

管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただくとともに、必要に応じて介護サービス事業所に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただきますようよろしくお願いします。

被災された方々が介護サービスを利用される際には下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・負担割合（1割又は2割）

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、平成28年7月末までの介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 熊本県全域の市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

事 務 連 絡
平成28年4月25日

日 本 介 護 支 援 専 門 員 協 会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日 本 在 宅 介 護 協 会
全 国 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 議 会
日 本 ホ ー ム ヘ ル パ ー 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 御中
日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市 民 福 祉 団 体 全 国 協 議 会
全 国 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 者 連 絡 会
2 4 時 間 在 宅 ケ ア 研 究 会

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応
及びこれに伴う特例措置等について

平成28年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただくとともに、被災した高齢の要援護者の状況把握やサービス提供について対応をお願い申し上げます。

なお、平成28年熊本地震による災害発生に伴う介護保険施設等の定員超過受け入れ、人員基準等、介護報酬上の柔軟な取扱い、ケアマネジメントの留意事項等については、

- ・ 災害により被災した要介護（支援）高齢者の介護保険施設等の利用について（4月17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）
- ・ 平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて（4月19日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）
- ・ 平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて（4月22日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）
- ・ 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて（4月22日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

などによりお示ししているもので、参考として下さい。

老 推 発 0 4 2 5 第 1 号
老 高 発 0 4 2 5 第 1 号
老 振 発 0 4 2 5 第 1 号
老 老 発 0 4 2 5 第 1 号
平 成 2 8 年 4 月 2 5 日

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \\ \text{中} & & \text{核} & \text{市} \end{array} \right)$ 民生主管部局 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
高 齢 者 支 援 課 長
振 興 課 長
老 人 保 健 課 長

平成 28 年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

平成 28 年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いいたします。

1 老人福祉施設での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、認知症などで福祉サービス等を利用する必要がある高齢者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このためには、

ア 避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握すること。把握に関しては、必要に応じて地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携も図られたいこと。

イ アで把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

ついては、「ア」の状況を把握するとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 老人福祉施設での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費支弁と同様に支弁

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

(2) (1) により費用負担に係る特例措置等を行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。